



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月17日金曜日 第1743号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（愛南町）.....	197
字の区域の変更（ " ）.....	197
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	197
土地改良区役員の氏名の変更の届出.....	199
県営土地改良事業の換地処分（2件）.....	199
市営土地改良事業の施行の同意.....	199
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	200
土地収用法に基づく事業の認定（2件）.....	200
海岸保全区域の指定の一部改正.....	201
海岸保全区域の指定.....	202
道路の区域変更（県道国領高木線）.....	202
道路の区域変更（県道新居浜停車場線）.....	203
道路の区域変更（県道多喜浜泉川線）.....	203
道路の区域変更（県道新居浜角野線）.....	203
道路の区域変更（県道金子中萩停車場線）.....	203
道路の供用開始（ " ）.....	204
道路の区域変更（県道松山港線）.....	204
道路の供用開始（ " ）.....	204
道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....	205
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	205
道路の供用開始（一般国道494号）.....	205
道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....	205
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	206
道路の区域変更（一般国道378号）.....	206
道路の供用開始（ " ）.....	206
道路の区域変更（県道宿毛津島線外）.....	206
道路の供用開始（ " ）.....	207
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	207
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	208
道路の供用開始（ " ）.....	208
開発行為に関する工事の完了.....	208
道路の位置の指定（2件）.....	208

公安委員会規則

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則.....	209
-------------------------------------	-----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	209
東予有料道路の料金の徴収期間の改正の公告.....	210

告 示

○愛媛県告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
愛南町中泊767の2及び771の2の地先	1,551.65

○愛媛県告示第372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
中泊	愛南町中泊767の2及び771の2の地先公有水面埋立地	1,551.65

○愛媛県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 原 巧	四国中央市三島宮川3-4-15
"	薦 田 正 明	四国中央市川之江町656-1
"	石 川 有 利	四国中央市川之江町2951
"	星 川 安 徳	四国中央市金生町下分365
"	白 川 溥	四国中央市金生町山田井210
"	長 野 岩 男	四国中央市金生町山田井1364-4
"	柴 垣 隣 夫	四国中央市金生町山田井893-1
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199-1
"	矢 野 强	四国中央市金田町半田甲530
"	宇 高 平	四国中央市金田町金川1482
"	南 量 雄	四国中央市金田町金川292-1
"	宮 内 登	四国中央市金田町金川1628
"	喜 井 達 雄	四国中央市川滝町下山2178-1
"	毛 利 仁 弘	四国中央市川滝町領家1156
"	鈴 木 郁 辰	四国中央市柴生町339-2
"	井 川 眞 治	四国中央市妻鳥町2670
監 事	山 下 薫 稔	四国中央市川之江町2902-5
"	篠 永 薫	四国中央市上分町13
"	山 川 修 一	四国中央市川滝町下山1740

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 原 巧	四国中央市三島宮川3 - 4 - 15
"	薦 田 正 明	四国中央市川之江町656 - 1
"	谷 弘 熙	四国中央市川之江町3113 - 69
"	星 川 安 徳	四国中央市金生町下分365
"	石 川 忠 男	四国中央市金生町山田井297
"	長 野 岩 男	四国中央市金生町山田井1364 - 4
"	高 科 公 一	四国中央市金生町山田井1039 - 4
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199 - 1
"	賀 田 昭 良	四国中央市金田町半田甲155
"	宇 高 厚 義	四国中央市金田町金川1442 - 1
"	南 量 雄	四国中央市金田町金川292 - 1
"	宮 内 登	四国中央市金田町金川1628
"	深 川 弘 之	四国中央市川滝町下山1847
"	喜 井 清 一 郎	四国中央市川滝町領家810 - 2
"	石 川 博	四国中央市柴生町570
"	井 川 眞 治	四国中央市妻鳥町2670
監 事	井 原 芳 順	四国中央市金生町下分2134
"	矢 野 強	四国中央市金田町半田甲530
"	高 野 裕	四国中央市妻鳥町2339

○愛媛県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市頼田川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 光	今治市古谷甲761番地
"	仙 波 悟	今治市朝倉南甲312番地
"	青 野 岩 夫	今治市旦甲129番地
"	越 智 桐 雄	今治市朝倉上甲598番地1
"	越 智 國 忠	今治市朝倉上甲2810番地
"	渡 邊 十 二	今治市朝倉南甲329番地2
"	長 井 三 造	今治市朝倉南乙387番地6
"	渡 邊 進	今治市朝倉上甲794番地1
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	山 本 順 一	今治市朝倉下甲751番地
"	南 條 正 則	今治市朝倉下甲1158番地
"	武 田 定	今治市朝倉上甲2555番地
"	丹 治 満	今治市朝倉上甲1500番地1
"	白 石 知 宏	今治市朝倉上甲341番地
"	秋 山 哲 季	今治市宮ヶ崎甲367番地
"	檜 垣 守	今治市古国分一丁目9番61号
"	井 手 盛 人	今治市登畑甲93番地3
"	月 原 正 佳	今治市桜井二丁目5番23号
"	曾我部 壽 雄	今治市郷桜井二丁目2番11号
"	三 谷 清	今治市長沢甲1084番地

監 事	石 丸 俊 郎	今治市朝倉上甲1157番地
"	金 光 國 明	今治市朝倉北甲458番地
"	世 良 久 俊	今治市宮ヶ崎甲46番地2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 光	今治市古谷甲761番地
"	仙 波 悟	今治市朝倉南甲312番地
"	青 野 岩 夫	今治市旦甲129番地
"	越 智 桐 雄	今治市朝倉上甲598番地1
"	越 智 昭 輝	今治市朝倉上甲2816番地2
"	渡 邊 十 二	今治市朝倉南甲329番地の2
"	長 井 正 巳	今治市朝倉南乙275番地
"	金 光 國 明	今治市朝倉北甲458番地
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	山 本 順 一	今治市朝倉下甲751番地
"	石 丸 俊 郎	今治市朝倉上甲1157番地
"	渡 邊 進	今治市朝倉上甲794番地1
"	丹 治 満	今治市朝倉上甲1500番地1
"	白 石 知 宏	今治市朝倉上甲341番地
"	石 丸 昭 二	今治市宮ヶ崎甲810番地
"	檜 垣 守	今治市古国分一丁目9番61号
"	井 手 盛 人	今治市登畑甲93番地3
"	井 手 實	今治市桜井二丁目3番23号
"	長 井 秀 正	今治市郷桜井三丁目12番5号
"	伊 藤 孝 之	今治市長沢甲583番地の1
監 事	武 田 定	今治市朝倉上甲2555番地
"	石 丸 保	今治市宮ヶ崎甲808番地2
"	南 條 正 則	今治市朝倉下甲1158番地

○愛媛県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町5番耕地2478番地
"	橋 本 誠 士	八幡浜市真網代丙208番地
"	岩 切 優 憲	八幡浜市向灘1768番地
"	平 田 寿	八幡浜市八代122番耕地5番地
"	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井3番耕地705番地
"	田 原 晃	八幡浜市川上町上泊甲655番地
"	井 上 宗 三 郎	八幡浜市大平2番耕地661番地1
"	和 家 彖 則	八幡浜市真網代丙257番地
"	金 口 晃 三	八幡浜市日土町3番耕地13番地3
"	谷 口 治 正	八幡浜市保内町宮内2番耕地118番地2
"	梶 岡 一 郎	八幡浜市川上町川名津甲373番地1
"	井 上 憲 久	八幡浜市国木209番地

"	西川 雄二	八幡浜市合田641番地
"	岡 善男	八幡浜市郷2番耕地308番地
"	中村 文彦	八幡浜市向灘1207番地
"	佐々木 貴徳	八幡浜市日土町7番耕地2433番地
"	西川 浩二	八幡浜市横平乙201番地2
"	矢野 彰	八幡浜市舌間2番耕地1288番地2
監事	堀川 福一	八幡浜市川上町白石乙366番耕地4番地
"	井上 憲次	八幡浜市若山3番耕地544番地1
"	菊池 眞策	八幡浜市松柏乙557番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	菊池 俊一	八幡浜市横平乙169番地
"	萩森 良房	八幡浜市日土町5番耕地2478番地
"	橋本 誠士	八幡浜市真網代丙208番地
"	岩切 優憲	八幡浜市向灘1768番地
"	矢野 恵稔	八幡浜市舌間2番耕地463番地
"	富永 鶴光	八幡浜市穴井3番耕地705番地
"	田原 晃	八幡浜市川上町上泊甲655番地
"	井上 宗三郎	八幡浜市大平2番耕地661番地1
"	和家 糸則	八幡浜市真網代丙257番地
"	谷口 豊茂	八幡浜市合田1873番地
"	竹内 村男	八幡浜市八代217番地
"	菊池 生一	八幡浜市松柏乙413番地
"	長岡 行雄	八幡浜市日土町4番耕地112番地
"	梶岡 一郎	八幡浜市川上町川名津甲373番地1
"	山本 耕太郎	八幡浜市五反田1番耕地406番地
"	中村 文彦	八幡浜市向灘1207番地
"	井上 喜代志	八幡浜市日土町7番耕地362番地
監事	田中 功	八幡浜市若山4番耕地360番地5
"	岡 善男	八幡浜市郷2番耕地308番地
"	堀川 福一	八幡浜市川上町白石乙366番地の内第4

○愛媛県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町緑僧都土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	増本 利安	南宇和郡愛南町緑乙1290
"	松川 吉一	南宇和郡愛南町緑乙1558
"	平田 繁雄	南宇和郡愛南町緑乙3680
"	広岡 豊	南宇和郡愛南町緑甲782
"	久徳 彰	南宇和郡愛南町緑甲1848
"	石川 八九喜	南宇和郡愛南町緑丙256
"	岡元 宗六	南宇和郡愛南町僧都36
"	本多 七雄	南宇和郡愛南町城辺甲563-1
監事	西本 政夫	南宇和郡愛南町緑乙1198

"	斗 巍 下 優	南宇和郡愛南町緑乙1693
"	岩 村 逸 夫	南宇和郡愛南町緑甲201

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	坂本 互	南宇和郡愛南町緑乙851
"	藤時 昌治	南宇和郡愛南町緑乙1220
"	谷口 功	南宇和郡愛南町緑乙3684
"	凝地 利秋	南宇和郡愛南町緑甲829-1
"	倉本 善四郎	南宇和郡愛南町緑甲332
"	浜本 今朝男	南宇和郡愛南町緑丙776
"	岡元 宗六	南宇和郡愛南町僧都36
"	本多 七雄	南宇和郡愛南町城辺甲563-1
監事	西本 政夫	南宇和郡愛南町緑乙1198
"	前田 直寿	南宇和郡愛南町緑乙1209
"	岩村 逸夫	南宇和郡愛南町緑甲201

○愛媛県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

役員の種類	氏名	
	変更前	変更後
理事	河野 義廣	竹中 義廣

○愛媛県告示第378号

平成18年3月10日県営中山間地域総合整備事業内山地区（下宿間工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第379号

平成18年3月10日県営中山間地域総合整備事業鬼北2期地区（白根工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・カバ池下地区）の施行に平成18年3月7日同意した。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第381号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の許可を申請すべき期間

平成18年3月17日から3月31日まで

○愛媛県告示第382号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称 西条市
- 2 事業の種類 西条市立西条図書館建設事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県西条市大町及び神拝地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県西条市大町及び神拝地内を起業地とする「西条市立西条図書館建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、西条市が設置する図書館に関する事業であることから、土地収用法第3条第22号に掲げる「図書館法による図書館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、西条市議会において西条市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、西条市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

西条市においては、心豊かな人間形成、地域の中で創造的に学び、楽しく過ごせるまちづくり、地域が融合、調和した一体性を感じる新しい地域文化の形成を目指しており、教育文化施設として図書館の役割は重要である。ところが、現在の西条図書館は、蔵書の増大に伴う施設の狭あい化、老朽化が顕著となり、今日

的な図書館サービスに支障を来している。

本件事業は、このような社会的要請や市民の間に久しくあった新しい図書館を待望する声にこたえるものであり、西条市のまちづくり施策の一つである「豊かな心を育てる教育・文化の創造」の実践に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業による周辺地域の土地利用計画への影響、環境への悪影響等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

地域の生涯学習の拠点、情報・知識の集積拠点として、図書館に寄せる住民の期待と要望はますます高まりつつあることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
西条市役所

○愛媛県告示第383号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

東温市

2 事業の種類

東温市学校給食センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県東温市南方地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県東温市南方地内を起業地とする「東温市学校給食センター建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、学校給食センターに関する事業であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、東温市議会において東温市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、東温市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

東温市では、現在、旧町（旧重信町、旧川内町）にそれぞれ学校給食センターを設置し、全市の児童、生徒及び教職員の完全給食を共同調理場方式によって運営しているが、旧重信町の重信学校給食センターは、築後24年を経過しており、調理場のドライシステム方式等の衛生設備の改善が必要な状況となっている。また、旧川内町の川内学校給食センターは、築後35年を経過しており、衛生設備の改善はもとより、施設の腐蝕老朽化が著しく、早急な施設の改善が必要な状況となっている。

本件事業の施行によって、ドライシステム方式等による衛生管理に配慮した統合給食センターとなり、食中毒防止をはじめとする衛生安全管理の徹底、施設及び人事管理の効率化、保護者の給食費負担の軽減等が図られ、安心して安全な給食の確保が可能となるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業により失われる利益として周辺環境への影

響が考えられるが、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、また、完成後の施設の運営によって騒音、悪臭等のおそれもないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、旧町に設置されている学校給食センターは、施設の老朽化が進んでおり、また、調理場の衛生設備等の改善が必要な状況であることから、できるだけ早期に衛生管理に配慮した学校給食センターを整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
東温市役所

○愛媛県告示第384号

海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第275号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別表三柳原の項を削る。

○愛媛県告示第 385 号

海岸法（昭和31年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海岸名	市町村	主管省	管理者	区 域
伊予灘沿岸 柳原海岸	松山市	国土交通 省	愛媛県知 事	<p>基点 1 から基点 8 までを順次結んだ線及び基点 8、補助点 7 - 2、補助点 7 - 1、補助点 4 - 2、補助点 4 - 1、補助点 3、補助点 2、補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域並びに基点 9 から基点 25 までを順次結んだ線及び基点 25、補助点 25 - 2、補助点 25 - 1、補助点 24、補助点 23 - 2、補助点 23 - 1、補助点 22、補助点 21、補助点 19、補助点 16、補助点 15、補助点 11 - 2、補助点 11 - 1、補助点 9 及び基点 9 を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点 1 は、松山市柳原 522 番 2 地先の標柱</p> <p>基点 2 は、基点 1 から 202 度 19 分 12 秒 16.00 メートルの地点</p> <p>基点 3 は、基点 2 から 297 度 22 分 25 秒 88.00 メートルの地点</p> <p>基点 4 は、基点 3 から 207 度 38 分 23 秒 10.00 メートルの地点</p> <p>基点 5 は、基点 4 から 180 度 49 分 20 秒 24.00 メートルの地点</p> <p>基点 6 は、基点 5 から 178 度 09 分 56 秒 61.00 メートルの地点</p> <p>基点 7 は、基点 6 から 170 度 00 分 13 秒 29.00 メートルの地点</p> <p>基点 8 は、基点 7 から 179 度 54 分 38 秒 61.00 メートルの地点</p> <p>補助点 8 は、基点 8 から 282 度 11 分 53 秒 7.00 メートルの地点</p> <p>補助点 7 - 2 は、基点 7 から 222 度 14 分 13 秒 85.00 メートルの地点</p> <p>補助点 7 - 1 は、基点 7 から 249 度 56 分 55 秒 190.00 メートルの地点</p> <p>補助点 4 - 2 は、基点 4 から 297 度 41 分 29 秒 193.00 メートルの地点</p> <p>補助点 4 - 1 は、基点 4 から 324 度 16 分 40 秒 100.00 メートルの地点</p> <p>補助点 3 は、基点 3 から 52 度 27 分 57 秒 38.00 メートルの地点</p> <p>補助点 2 は、基点 2 から 345 度 56 分 34 秒 111.00 メートルの地点</p> <p>補助点 1 は、基点 1 から 22 度 19 分 12 秒 65.00 メートルの地点</p> <p>基点 9 は、基点 8 から 185 度 54 分 15 秒 297.00 メートルの地点</p> <p>基点 10 は、基点 9 から 183 度 24 分 27 秒 52.00 メートルの地点</p> <p>基点 11 は、基点 10 から 185 度 58 分 30 秒 77.00 メートルの地点</p> <p>基点 12 は、基点 11 から 107 度 12 分 03 秒 55.00 メートルの地点</p> <p>基点 13 は、基点 12 から 196 度 27 分 17 秒 55.00 メートルの地点</p> <p>基点 14 は、基点 13 から 286 度 12 分 50 秒 48.00 メートルの地点</p> <p>基点 15 は、基点 14 から 188 度 47 分 08 秒 86.00 メートルの地点</p> <p>基点 16 は、基点 15 から 190 度 09 分 11 秒 136.00 メートルの地点</p> <p>基点 17 は、基点 16 から 122 度 05 分 25 秒 27.00 メートルの地点</p> <p>基点 18 は、基点 17 から 185 度 15 分 50 秒 34.00 メートルの地点</p> <p>基点 19 は、基点 18 から 245 度 41 分 00 秒 31.00 メートルの地点</p> <p>基点 20 は、基点 19 から 191 度 48 分 36 秒 79.00 メートルの地点</p> <p>基点 21 は、基点 20 から 193 度 32 分 21 秒 72.00 メートルの地点</p> <p>基点 22 は、基点 21 から 203 度 22 分 30 秒 94.00 メートルの地点</p> <p>基点 23 は、基点 22 から 210 度 19 分 07 秒 121.00 メートルの地点</p> <p>基点 24 は、基点 23 から 140 度 56 分 53 秒 13.00 メートルの地点</p> <p>基点 25 は、基点 24 から 86 度 02 分 55 秒 119.00 メートルの地点</p> <p>補助点 25 - 2 は、基点 25 から 180 度 57 分 33 秒 72.00 メートルの地点</p> <p>補助点 25 - 1 は、基点 25 から 228 度 19 分 23 秒 146.00 メートルの地点</p> <p>補助点 24 は、基点 24 から 182 度 44 分 26 秒 45.00 メートルの地点</p> <p>補助点 23 - 2 は、基点 23 から 216 度 38 分 36 秒 85.00 メートルの地点</p> <p>補助点 23 - 1 は、基点 23 から 279 度 53 分 00 秒 187.00 メートルの地点</p> <p>補助点 22 は、基点 22 から 298 度 20 分 54 秒 175.00 メートルの地点</p> <p>補助点 21 は、基点 21 から 291 度 07 分 14 秒 178.00 メートルの地点</p> <p>補助点 19 は、基点 19 から 289 度 11 分 33 秒 180.00 メートルの地点</p> <p>補助点 16 は、基点 16 から 276 度 09 分 24 秒 178.00 メートルの地点</p> <p>補助点 15 は、基点 15 から 289 度 37 分 55 秒 180.00 メートルの地点</p> <p>補助点 11 - 2 は、基点 11 から 324 度 40 分 37 秒 276.00 メートルの地点</p> <p>補助点 11 - 1 は、基点 11 から 342 度 26 分 00 秒 142.00 メートルの地点</p> <p>補助点 9 は、基点 9 から 275 度 01 分 41 秒 14.00 メートルの地点</p>

○愛媛県告示第 386 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3312番 4 から	旧	メートル 6.0 ~ 30.2	キロメートル 0.455	
		同市坂井町二丁目甲3582番 3 まで	新	6.0 ~ 30.2 15.0 ~ 44.6	0.455 0.664	

"	"	新居浜市坂井町二丁目甲3582番3から	旧	18.0~26.4	0.512	
		同市坂井町一丁目7番4まで	新	27.0~54.2	0.512	

○愛媛県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜停車場線	新居浜市坂井町二丁目甲3583番3から	旧	メートル 6.9	キロメートル 0.113	
		同市坂井町二丁目甲3570番6まで	新	6.9 20.0~46.8	0.113 0.166	
"	"	新居浜市坂井町二丁目甲3570番6から	旧	6.5~14.0	0.210	
		同市坂井町一丁目甲5430番5まで	新	20.0~37.1	0.208	

○愛媛県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目335番3から	旧	メートル 6.4~16.0	キロメートル 0.127	
		同市坂井町二丁目甲3217番7まで	新	16.0~23.7	0.127	
"	"	新居浜市坂井町二丁目甲3217番7から	旧	6.6~8.3	0.127	
		同市坂井町二丁目甲3217番4 及 び 同市坂井町二丁目甲3284番1まで	新	6.6~8.3 16.0~17.0	0.127 0.098	

○愛媛県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜角野線	新居浜市坂井町一丁目甲5445番2から	旧	メートル 20.2~23.3	キロメートル 0.233	
		同市坂井町一丁目甲5416番21まで	新	20.2~29.5	0.233	

○愛媛県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	金子中萩停車場線	新居浜市萩生字河ノ北67番140	旧	メートル 15.0~25.0	キロメートル 0.023	
			新	15.0~49.0	0.023	
"	"	新居浜市萩生字河ノ北67番199	旧	11.8~13.2	0.018	
			新	18.0~19.2	0.018	
"	"	新居浜市萩生字河ノ北67番200	旧	10.0~11.2	0.018	
			新	11.2~40.0	0.018	
"	"	新居浜市萩生字河ノ北67番117から 同字67番148まで	旧	13.2~15.0	0.023	
			新	13.3~37.0	0.023	

○愛媛県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	金子中萩停車場線	新居浜市萩生字河ノ北67番140	平成18年3月17日
"	"	新居浜市萩生字河ノ北67番199	"
"	"	新居浜市萩生字河ノ北67番200	"
"	"	新居浜市萩生字河ノ北67番117から 同字67番148まで	"

○愛媛県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山港線	松山市三杉町2878番3から 同町2879番12まで	旧	メートル 8.2~12.3	キロメートル 0.075	
			新	11.6~12.8	0.075	

○愛媛県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港線	松山市三杉町2878番3から 同町2879番12まで	平成18年3月17日

○愛媛県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市吉藤五丁目1000番7から 同市吉藤五丁目乙158番1地先まで	旧	メートル 5.2～14.2	キロメートル 0.238	
			新	9.9～18.3	0.238	

○愛媛県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町東川1095番1地先	旧	メートル 12.0～18.6	キロメートル 0.075	
			新	18.0～25.0	0.075	

○愛媛県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1095番1地先	平成18年3月17日

○愛媛県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市向灘2305番1から 同市向灘2308番1まで	旧	メートル 4.0～44.4	キロメートル 0.146	
			新	22.4～59.0	0.146	

○愛媛県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	長浜中村線	大洲市五郎甲450番4から 同市五郎乙23番3まで 及 び 大洲市五郎甲450番4から 同市五郎甲2520番2	旧	メートル 5.5～19.4	キロメートル 2.111	
			新	5.5～23.4 8.5～15.0	2.111 2.049	

○愛媛県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町垣生サルカクボ甲48番3地先から 同町朝立字畑岡1番耕地546番24まで	旧	メートル 4.0～31.5	キロメートル 1.694	
			新	4.0～31.5 13.6～65.6	1.694 1.371	

○愛媛県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町垣生字新地丙14番20から 同町垣生字向新地甲1450番5まで	平成18年3月17日

○愛媛県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内2513番から 同町御内2514番3まで	旧	メートル 5.8～19.1	キロメートル 0.102	
			新	17.4～26.2	0.102	
"	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丁1075番15地先	旧	6.6～8.7	0.057	
			新	13.1～19.4	0.057	
"	"	宇和島市津島町下畑地イノ谷乙835番2から 同町下畑地上ノ谷乙543番まで	旧	5.7～8.4	0.123	
			新	11.6～62.3	0.123	

"	"	宇和島市津島町下畑地上ノ谷乙547番地先から 同町下畑地上ノ谷乙549番2まで	旧	4.4~8.5	0.085	
			新	4.4~12.8	0.085	
"	"	宇和島市津島町下畑地上ノ谷乙552番地先から 同町下畑地上ノ谷乙558番3まで	旧	5.2~11.2	0.190	
			新	7.6~21.8	0.190	
"	御内下畑地線	宇和島市津島町下畑地ニヶ谷庚75番4から 同町下畑地ニヶ谷庚75番2まで	旧	4.8~5.9	0.071	
			新	9.2~14.0	0.071	

○愛媛県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内2513番から 同町御内2514番3まで	平成18年3月17日
"	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丁1075番15地先	"
"	"	宇和島市津島町下畑地イノ谷乙835番2から 同町下畑地上ノ谷乙543番まで	"
"	"	宇和島市津島町下畑地上ノ谷乙547番地先から 同町下畑地上ノ谷乙549番2まで	"
"	"	宇和島市津島町下畑地上ノ谷乙552番地先から 同町下畑地上ノ谷乙558番3まで	"
"	御内下畑地線	宇和島市津島町下畑地ニヶ谷庚75番4から 同町下畑地ニヶ谷庚75番2まで	"

○愛媛県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町久家893番地先から 同町久家845番地先まで	旧	メートル 10.7~13.5 4.8~31.0	キロメートル 0.130 0.122	
			新	10.7~13.5	0.130	
"	"	南宇和郡愛南町久家845番地先から 同町船越457番地先まで	旧	3.3~16.0	1.449	
			新	0	0	

○愛媛県告示第 404 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町船越1587番から 同町船越1575番まで	旧	メートル 7.6~24.5	キロメートル 0.129	
			新	15.4~74.6	0.105	

○愛媛県告示第 405 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町船越1587番から 同町船越1575番まで	平成18年 3月17日

○愛媛県告示第 406 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成18年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
17西建管第1728号 平成18年 3月 2 日	西条市周布665番 1 及び701番 3	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号 青山商事株式会社 代表取締役 青 山 理
17西建管第1948号 平成18年 3月 2 日	西条市周布1048番、1049番、1050番 1、1050番 2、1051番、1052番、 1053番 1、1054番 2、1074番 1、1075番 1、1052番地先水路、10 53番 1 地先水路、1054番 2 地先水路及び1074番 1 地先水路	西条市吉田227番地 一 色 弘 通
17松局建（開）第81号 平成18年 3月 6 日	伊予郡松前町大字昌農内字拂川681番 1	伊予郡松前町大字筒井319番地 藤 岡 頌 二 藤 岡 サ チ 子
17松局建（開）第82号 平成18年 3月 6 日	東温市下林字伽藍甲1154番 1 及び甲1154番 4	東温市下林甲1347番地 高 橋 久 仁

○愛媛県告示第 407 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成18年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
伊予郡松前町大字筒井字金平 604 番 3
- 2 申請人の住所氏名
松山市生石町 649 番地11
有限会社 不動産シスコ 代表取締役 藤縄 武

3 図面省略

○愛媛県告示第 408 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成18年 3月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
伊予郡松前町大字浜字平松 911 番 1
- 2 申請人の住所氏名

松山市清住二丁目1092番地 5
株式会社 清友 代表取締役 山本 守厚
3 図面省略

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成18年3月17日

愛媛県公安委員会委員長 吉村 典子

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「国家公安委員会規則」という。)の規定に基づき、公安委員会、警察本部長又は警察署長(以下「公安委員会等」という。)に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、国家公安委員会規則において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の指定)

第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、国家公安委員会規則第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、別表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づくものとする。

(申請等の手続)

第4条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用し行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、国家公安委員会規則第3条第1項に規定する申請等をする者

の使用に係る電子計算機であって、知事が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等しようとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって知事の定めるものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等が指定する方法により申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定により当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

4 第1項の規定により行われた申請等のうち、当該申請等に関する法令の規定により警察署において行うこととされているものについては、当該法令に規定する警察署において行われたものとみなす。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

別表(第3条関係)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	第31条の2第2項及び第33条第2項(いずれも廃止に係るものに限る。)
遺失物取扱規則(平成元年国家公安委員会規則第4号)	第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項及び第19条第2項

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成18年3月7日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成18年3月17日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

- 1 起業者の名称
愛媛県
- 2 事業の種類
東予広域都市計画道路事業3・4・4号西町中村線
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (<small>m²</small>)	実 測 (<small>m²</small>)	取 用 し よ う と す る 土 地 の 実 測 (<small>m²</small>)				
愛媛県新居 浜市本郷三 丁目	1908番15	宅地	宅地	32.19	20.43	11.01	登記名義人 亡河端太郎 相続人 愛媛県新居浜市中秋町3 番49号 河端 陵一			囲繞地通行権者 愛媛県新居浜市本郷三丁 目4番4号 北 憲一 愛媛県新居浜市本郷一丁 目5番24号 神 山 セツ子 愛媛県新居浜市本郷三丁 目3番49号 和 田 高稔

○愛媛県道路公社公告第1号

東予有料道路の料金の徴収期間（平成元年1月愛媛県道路公社公告）を次のように改正するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告する。

平成18年3月17日

愛媛県道路公社理事長 大内 忠 臣

昭和53年5月1日から平成18年3月30日まで。